

「労働法」試験 (2022.07.29 実施) 解説

2022.08.06.佐藤

I. 全体についての講評

1. 全体 **勉強して受験すること。**

- 試験中に、自己点検は 10 分で書くものに対して、試験は 1 問 30 分と 3 倍の時間があるので、自己点検のレベルでは解答にならない旨の注意をしましたが、自己点検の記述より良い解答はほぼありませんでした。それどころか、問題④の解説にも書いていますが、自己点検では、派遣の要点が抑えられていないとして×ないし△が大半であり、その旨を講義で述べたにもかかわらず、そのまま要点の抑えられていない解答が大半でした。できていない講義回の設問を選択することもないではないかと思いますが、これは、返却された自己点検を修正していないことにあるのでしょうか。試験は、試験勉強したうえで受験してください。3 回生は過去二年間、定期試験受験の経験がないので、試験勉強の仕方もわからなかったのかもしれませんが。
- 設問の 1. から 4. (自己点検の項目も同様) は、論理的に記述することができるために設定した設問です。ゼミ論文を執筆する際にも役立ててください。

2. 各設問

- 論点は、なぜそれが問題となるのかの説明が必須です。特殊な用語は説明しないと理解できません。したがって、用語説明はここに書くこと。社会の実情も書くならば、この項目に書くこと。
- 法内容の説明の「法」は、法学入門で法源として述べられたことであり、法律・判例など。法律条文を書き写しているものが多くみられました。書くのは自由ですが、これ自体は解答にはなりません。許可六法の持ち込みが認められているのですから、それを写しても解答にならないのは常識でしょう。
- 諸説は、少なくとも講義で述べたレベルの内容は記述されていなければなりません。講義で述べたように、説の名称だけを書いても解答にはなりません。説の名称は説の内容を理解するための手がかりにすぎないので、説の内容を書かなければなりません。毎回の自己点検で指摘しているように、諸説は、論拠と批判が必要です。
- 自説の述べ方は、一回生「基礎演習 I」等の講義で学習した内容が必要です。今回の試験で、自説の部分で得点を得られた者はほとんどいませんでした。
- 全体をみて採点しているので、個々の部分だけだと以下の解答例に近いことが記載されていても、他の部分から判断して、理解できていないと考えられる場合には、部分点は出していません。

3. 記述方法

- 問題文の中の、注意書きを無視している解答が何通もあった。本来は、無効答案です。
- 情緒的な記述はダメ。「広い」「狭い」「重い」「軽い」など、論理的でない記述が多くみられた。また、要件を提示する記述の中で「など」と書く、「～について」「～に関する」という記述等、ごまかそうとしている記述も見られた。

第 30 回講義のまとめ

- 内容：〈論点〉労基法遵守させるための手段として、労基署による強制力の強化であるべきか否か
〈法〉労働基準監督書(行政上の強制力と司法警察員の権限)、雇用環境・均等室(部)
〈諸説〉強制力強化、自主的紛争解決の援助
- Reading Assignment に関する設問についての解説
1. 基準監督が困難な現状、2. 違反が基準監督の場に現れてこない状況
3. 「法違反の是正」を通じての労働者の権利保護、4. 違反是正における労使の「自主的解決」の促進

【課題提出者数】 5/25 5/27 6/01 6/03 6/08 6/10 6/15 6/17 6/22 6/24 6/29 7/01 7/06 7/08 7/13 7/15 7/20

125 129 129 123 129 125 119 125 121 126 124 123 123 121 123 127 126

Ⅱ. 個別問題毎の講評

①から⑤の新聞記事から二つ選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1. 選択した記事番号を明記すること。二題の解答がないと回答とは認めない。二題の解答の順序は問わない。
2. 一題を解答用紙の表面に他の一題を裏面に書く目安で記述すること。解答に関係ない事項を記入した答案は無効と扱う。
3. 採点基準（各問50点満点、合計100点満点で採点する）
a) 設問の1. から4. の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。
b) 必要なことが述べられていれば○で10点、不十分ならば△で5点、関係することが何も述べられていないとXで0点。
c) さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

①キャバクラ事件

朝日新聞 2021 年 10 月 15 日付より作成

キャバクラで働いていた女性が残業代など約 1100 万円の支払いを店側に求めた訴訟。店側は「業務委託契約」のため残業代は発生しないと主張していた。原告の女性は、残業代、深夜割増賃金、客がいないとして本来の終業時刻より早く帰らされた分の賃金、備品や送迎費用として賃金から控除された金額などを求めて訴訟で争っていた。原告側によると店側が働いた時間をタイムカードや日報で記録しており、店長らスタッフの指示を受けて接客にあたっていた。

1. 労働法上の論点

1. 要点：個人事業主の形態をとる労務供給者が労基法上の労働者といえるか否か
2. 採点基準：なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○

2. 法状況の説明

1. 要点：労働基準法 9 条、労働基準法研究会報告、最判（横浜南労基署事件、関西医科大学事件）
2. 採点基準：部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

1. 要点：労働者性拡大論（人的従属性拡大論、経済的従属中心論）、第三類型論、非労働者論
2. 採点基準：説の名称のみでは、×。内容と根拠が述べられていて、△。批判まで述べられていれば、○

4. 自説

2. 採点基準：自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

②千里金蘭大学事件

朝日新聞 2010 年 07 月 27 日付より作成

千里金蘭大学が、募集停止した人間社会学部と現代社会学部の専任教員計 21 人全員に希望退職を募っていることがわかった。希望しない教員は今年度末で解雇する方針。両学部には 3, 4 年生計 100 人が在籍しており、卒業論文の指導などが困難になるおそれがある。大学側は「必要な教員は非常勤などの扱いで再雇用する」としている。教員の一部は退職強要があったとして地位保全を求める仮処分を大阪地裁に申請する予定。

1. 労働法上の論点

1. 要点：変更解約告知は法的正当性があるか否か
2. 採点基準：なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○

2. 法状況の説明

1. 要点：労働契約法 16 条、解雇が例外的に正当とされる合理的理由とその限定的運用、整理解雇
2. 採点基準：部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

- 1.要点 : 賛成説、条件付賛成説、反対説
- 2.採点基準: 説の名称のみでは、×。内容と根拠が述べられていて、△。批判まで述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

③建協クリーンロード事件

朝日新聞 2020 年 09 月 04 日付より作成

時間外労働を拒否したことで懲戒処分を受けたなどとして、県道の清掃業務を請け負う会社の 30～50 代の従業員の男性が 3 日、同社を相手取り、処分の無効と減額された賞与の支払いを求める訴えを起こした。訴えによると、県道の夜間トンネル清掃に関し、原告は「パワハラをする上司と一緒に危険な作業をすることは、不測の事態を招きかねない」などの理由で参加しなかった。昨年 9 月、原告 3 人に譴責（けんせき）の懲戒処分、同 12 月の賞与については同 4 人が減額されたという。

1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 残業義務発生根拠となる労使合意は、個別合意のみか包括的合意でもかまわないか
- 2.採点基準: なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○

2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労働時間の上限規制、時間外労働(36 協定、割増賃金)、法規制の充足は免責効果のみ
最高裁判決(日立武蔵工場事件)
- 2.採点基準: 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

- 1.要点 : 個別的合意説、包括的合意説
- 2.採点基準: 説の名称のみでは、×。内容と根拠が述べられていて、△。批判まで述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

④太陽液送事件

朝日新聞 2020 年 03 月 17 日付より作成

運送会社・太陽液送の下請け会社で液化ガス輸送をしているタンクローリー運転手 6 人が 16 日、実際は「偽装請負」状態になっているとして、同社と直接雇用関係にあることの確認を求める訴えを大阪地裁堺支部に起こした。訴状によると、6 人は太陽液送の下請けの堺市内の運送会社に所属。通常は出社後、太陽液送の事務所に移動して飲酒検査を受け、液化ガスを積み込んで配送にあたっている。配送先の変更など日常的な指揮は太陽液送がしており、原告側は「実態は太陽液送への派遣労働だ」と主張

1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 違法派遣の法的救済として、黙示の労働契約が成立するか否か
- 2.採点基準: なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○

2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労働者派遣法、偽装請負、最高裁判決(松下 PDP 事件)
- 2.採点基準: 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○
- 3.コメント: 自己点検の採点で、労働者派遣の要点(三者関係←三者契約と書いたものがいたが誤り、雇用と使用と分離など)が述べられていないものが大半であり、この点は講義でも解説した。しかし、できていない自己点検のままで試験に解答しているものばかりでした。

3. 諸説

- 1.要点 : 肯定説、否定説
- 2.採点基準: 説の名称のみでは、×。内容と根拠が述べられていて、△。批判まで述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑤JR 東日本事件

朝日新聞 2019 年 12 月 27 日付より作成

J R 東日本の社員 4 人が 2 6 日、同社に計約 5 0 0 万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。原告は、J R 東労組東京地方本部に加入する 3 0 ~ 4 0 代の男性 4 人。訴状などによると、原告の 1 人は職場の懇親会で、2 人の上司から「まだ組合やめないの?」「早くやめろよ」といった発言を 2 0 ~ 3 0 回受けたという。

1. 労働法上の論点

1. 要点 : 使用者の言論が支配介入の不当労働行為構成のためには、プラスファクターを必要とするか否か
2. 採点基準 : なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○
3. コメント : パワハラ論点と解答したものが複数ありました。パワハラ講義はしていないので、試験に出題するはずもないのですが、その点は措くとしても、講義では法律上のセクハラが成立するには、対価型であれば具体的な労働条件上の不利益、環境型であれば仕事への具体的支障が要件となると述べましたから、そこから推測すれば、パワハラも仕事上の具体的支障が必要であることはわかると思います(ちなみに成立要件は、それだけではありません)。問題文にあるように発言したからといってパワハラが成立するはずありません。

2. 法状況の説明

1. 要点 : 不当労働行為(労働委員会制度と禁止類型)、最高裁判例(プリマハム事件)
2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

1. 要点 : 必要説、不要説
2. 採点基準 : 説の名称のみでは、×。内容と根拠が述べられていて、△。批判まで述べられていれば、○

4. 自説

2. 採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

Ⅲ. 合格率 : 93.3%

2019 年度は 94.0%、2018 年度は 97.9%、2017 年度は 95.0%、2016 年度は 96.3%、2015 年度は 93.2%、2014 年度は 92.7%、2013 年度は 90.6%、2012 年度は 95.7%、2011 年度は 92.5%、2010 年度は 97.7%、2009 年度は 95.6%、2008 年度は 94.5%、2007 年度は 93.2%。

受験者 : 1 1 9 人、合格者 : 1 1 1 人、不合格者 : 8 人。以外に、講義不受講者が 1 人。

* 自己点検の返却を始めたのは 2016 年度からですが、ついに、合格率はそれ以前の水準に戻ってしまいました。コースニュースに書いたように、0 点の答案が多発しましたので、今年度は、定期試験が 0 であっても、自己点検の点数との合計が、合格者の最低点より大きい者は、例外的に合格としています。ただし、白紙答案に近いような答案は不合格にしています。なお、講義不受講者は、答案も 0 点であり、不合格ですが、合格率の算定には(分母にも分子にも)加えていません(毎年同じように扱っています)。オンライン受講生と追試の受験生も同様です(追試受験生も毎年同じように扱っています)。

合格者中における評価割合は、A+ : 5.4%、A : 26.1%、B : 42.4%、C : 26.1%

2019 年度は、A+ : 4.5%、A : 19.9%、B : 39.1%、C : 36.5%

2018 年度は、A+ : 5.5%、A : 25.2%、B : 38.2%、C : 31.1%

2017 年度は、A+ : 6.2%、A : 26.8%、B : 38.9%、C : 28.1%

2016 年度は、A+ : 5.6%、A : 21.6%、B : 42.2%、C : 30.6%

2015 年度は、A+ : 5.5%、A : 26.5%、B : 43.4%、C : 24.7%

2014 年度は、A+ : 5.8%、A : 24.7%、B : 41.6%、C : 27.9%

2013 年度は、A+ : 5.7%、A : 22.6%、B : 37.0%、C : 34.8%

2012 年度は、A+ : 5.0%、A : 23.8%、B : 43.0%、C : 28.3%

2011 年度は、A+ : 4.6%、A : 22.8%、B : 39.8%、C : 32.4%

2010 年度は、A+ : 5.5%、A : 27.6%、B : 41.7%、C : 25.2%

2009 年度は、A+ : 5.2%、A : 26.0%、B : 43.5%、C : 25.3%

2008 年度は、A+ : 4.7%、A : 21.1%、B : 45.0%、C : 29.2%。

なお学部基準は、A+ : 5%程度、A : 25±5%程度、B : 40±5%程度、C : 30±5%程度です。